

区内事業者等の受動喫煙防止対策を支援します

(新宿区受動喫煙防止対策助成事業)

令和2年4月から改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行となり第二種施設(※)が原則屋内禁煙となります。 そのため受動喫煙の防止対策の一環として、公衆喫煙所を整備する事業者等や喫煙専用室等を整備する第二種施設の中小事業者等 に設置及び改修等の費用を助成し、東京2020大会に向け、望まない受動喫煙を生じさせない社会環境の整備の推進を図ります。

(※) 第二種施設: 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設(学校、病院、児童福祉施設等及び行政機関の庁舎)及び喫煙目的施設(シガーバー、たばこ販売店、屋内公衆喫煙所)以外の施設 【例】飲食店、宿泊施設、コンビニ、運動施設、事務所、理容室・美容室など

公衆喫煙所整備助成

望まない受動喫煙を防止するため、公衆喫煙所整備事業者を支援します!

新宿区内で、新たに「誰もが利用できる喫煙所」として、区要綱(※)の 基準を満たす公衆喫煙所を整備しようとする事業者等に、設置及び改修等の 費用を助成します。(※)「(仮称)新宿区公衆喫煙所整備費助成要綱」

助成内容:床面積が概ね5㎡以上の公衆喫煙所の設置及び改修等をする際の経費

(工事費・設計費・備品・機械装置費等)の助成

助成対象:区要綱の基準を満たす事業者等(「風俗営業等の

規制及び業務の適正化等に関する法律(以下、

風営法という」に規定する風俗営業を行う事業

者を除く。) 5件

助成要件:他の補助金を受けておらず、

整備後一定期間(5年間)の運営を行うこと。

助 成 率:対象経費の10/10

助成限度額: ① 屋内公衆喫煙所(1,000万円)

② 屋外公衆喫煙所

・コンテナ型(1.000万円)

パーテーション型(600万円)

募集開始:令和元年9月下旬(予定)



「公衆喫煙所」標識イメージ



コンテナ型イメージ



パーテーション型イメージ

喫煙専用室等整備助成

改正法により新たに規制対象となった中小事業者が、喫煙専用室等を整備する費用を助成します!

区要綱(※)の基準を満たす喫煙専用室等を屋内に整備しようとする中小事業者などに、設置及び改修等の費用を助成します。(※)「(仮称)新宿区喫煙専用室等整備費助成要綱」

助成内容:床面積が概ね2㎡以上の区要綱の基準を満たす喫煙専用室等の設置及び改修等

をする際の経費(工事費・設計費・備品・機械装置費等)の助成

助成対象:都補助事業(※1)の対象とならない、複数の店舗や雑居ビル、コンビニ店内等

に、区要綱の基準を満たす喫煙専用室等を屋内に整備しようとする中小事業

者等(※2) 5件

(※1)「東京2020大会に向けた宿泊施設・飲食店の受動喫煙防止対策支援補助金」

及び「受動喫煙防止対策支援補助金」

(※2)「風営法」に規定する風俗営業を行う事業者を除く。

助成要件:他の補助金を受けておらず、

整備後一定期間(3年間)の運営を行うこと。

助 成 率:対象経費の9/10

助成限度額:400万円

募集開始:令和元年9月下旬(予定)



「喫煙専用室あり」標識イメージ